

郡山市ひとり親世帯家賃債務保証料減額事業のご案内

令和4年11月25日作成

1. 事業の概要

ひとり親世帯家賃債務保証料減額事業は、住宅確保要配慮者専用住宅に入居する者と家賃債務保証契約を行う保証業者等に対して、家賃債務保証料の減額補助を行う事業になります。

2. 補助対象者

次のいずれかに該当する事業者が対象になります。

ア 住宅確保用配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第20条第2項に規定する家賃債務保証業者

イ 同法第40条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人

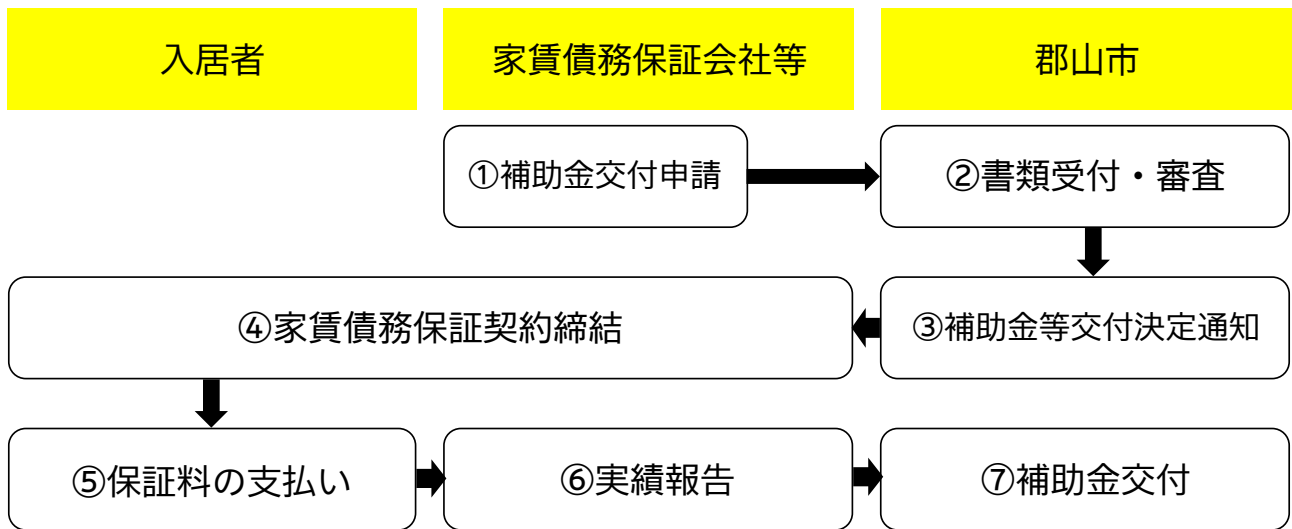
3. 補助対象経費と補助金の額

減額した家賃債務保証料に相当する額が補助の対象になり、家賃債務保証契約1件につき6万円を上限に補助することができます。補助の対象になるのは初回契約分になります。

4. 補助の要件

補助対象者の要件	郡山市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員又は暴力団員等に該当しないこと。
補助対象住宅の要件	(1) 市内に存すること。 (2) 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅であること。 (3) 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅として管理を開始してから10年（家賃及び家賃債務保証料に係る補助の総額が限度額の10年間分を超えない場合にあつては20年）以内であること。 (4) 減額前の家賃の額が、近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しない水準以下であること。 (5) 入居者の選定方法（原則公募）その他賃貸の条件が適正に定められるものであること。ただし、子育てや就労等転居が困難な理由がある入居者が現に居住している住宅を対象とする場合は公募不要。
契約の要件	(1) 減額前の家賃債務保証料が、適正な水準にあること。 (2) 家賃債務保証料の減額を行う者及び賃貸人が、入居者に保証人（当該家賃債務保証料の減額を行う者を除く。）を求めないこと。
入居者の要件	(1) 市内に住所を有すること。 (2) 児童扶養手当法第9条第1項に規定する支給の制限を受けていない、又は補助対象住宅入居後に同法第9条第1項に規定する支給の制限を受けない見込であること。 (3) 世帯の所得が15万8千円以下であること。 (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第14条に規定する住宅扶助又は生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第2条第3項に規定する生活困窮者住居確保給付金を受給していないこと。 (5) 郡山市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員又は暴力団員等に該当していないこと。 (6) 就労や子育て等転居が困難な理由があること（現在居住している住宅で本事業を利用する場合）。

5. 手続き



各手続きの概要と提出書類

①補助金交付申請

以下の書類を全て提出してください。

- 補助金等交付申請書
- ひとり親世帯家賃債務保証料減額事業計画書
- ひとり親世帯家賃債務保証料減額事業補助金交付申請明細書
- 賃貸借契約書のひな型
- 家賃債務保証に係る契約書のひな型
- 振込先口座がわかるものの写し（通帳など）

⑥実績報告

契約締結後 30 日以内に以下の書類を全て提出して実績を報告してください。

- 補助金等実績報告書
- ひとり親世帯家賃債務保証料減額事業補助金実績明細書
- 賃貸借契約書の写し
- 家賃債務保証に係る契約書の写し

<各種申請書類の提出先・問い合わせ窓口>

郡山市子ども家庭支援課子ども家庭相談センター

住 所：郡山市桑野 1-2-3 ニコニコ子ども館 2 階

電 話：024-924-3341

メール：kodomosoudan@city.koriyama.lg.jp

◆開館時間 月曜日～日曜日 8：30～18：00

◆休館日 第 3 土曜日とその翌日

年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

◆駐車場 建物北側にあります

◆バス 福島交通「郡山市役所」から徒歩 3 分

